

午前１０時４０分 開会

【井上委員長】 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

議長が御出席なので、御挨拶をお願いいたします。

【赤嶺議長】 皆さん、おはようございます。いよいよ明日から一般質問が始まります。各議案について審査のほど、よろしくお願いいたします。

【井上委員長】 日程１、一般質問初日における、審査請求に係る諮問案件の採決について、事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、下水道使用料変更決定処分に係る審査請求に対する裁決についての諮問１件につきまして、５月２５日の本委員会で市側から求められ、本会議初日に議運の委員長報告が行われ、決定されたとおり、明日６月１８日の一般質問初日に採決していただくことになります。流れといたしましては、明日、一般質問の前に日程第１として議題に供されます。最終日の議決と同様、議長から環境経済常任委員長に審査の経過と結果の報告が求められ、委員長報告に対する質疑、その後、討論を経て採決となります。

以上について御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いするものでございます。

【井上委員長】 説明のとおりでいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

【井上委員長】 日程２、議会運営について、（１）一般質問者数の割り振りについて、事務局に説明を求めます。

【事務局長】 一般質問者数の割り振りについてでございますが、今定例会につきましては２４名の議員の質問が予定されております。６月１８日（木）に８名、６月１９日（金）に８名、６月２２日（月）に８名の割り振りを予定しているものでございます。

【井上委員長】 説明のとおりでいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

続いて、（２）一括討論、一括採決の取り扱いについて事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、６月２５日の本会議最終日における議案につきまして、一括討論、一括採決の扱いでお願いしたいものがあるという内容でございます。具体的には議案第２７号から第２９号まで、件名はいずれも物品購入契約の締結についてとなる３件につきまして、それぞれ消防所管の車両を購入するものであり、一括討論、一括採決の扱いでお願いしたいという議長からの御依頼でございます。この３件の議案につきましては、６月８日の総務常任委員会におきまして、全会一致で一括議題とされ、審査された後、それぞれ採決が行われ、３件とも全員賛成で同意された状況でございます。

本件につきましては、本日は各会派にお持ち帰りいただき、次回、６月２３日（火）に開催予定の本委員会で協議、決定をお願いするものでございます。

【井上委員長】 本件については、次回の本委員会で協議することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

【井上委員長】 日程3、意見書（案）について、事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料1を御覧ください。配付のとおり3件の意見書（案）が提出されております。

（1）－①は、6月5日の厚生常任委員会で請願第8－1号が賛成多数で採択されたことにより提出されたものでございます。

次に（2）－①は公明党から、②は虹の会から、それぞれ提出されたものでございます。（2）－①と②につきましては、既に6月8日、総務常任委員会の日の正午までに議長に提出され、全議員に事前送付しており、可能であれば本日、内容の説明や意見等をいただき、協議をお願いしたいものでございます。

【井上委員長】 （2）会派から提出されたものについて、提案会派からの説明や各会派からの意見等がありますか。

【鳥渕委員】 公明党から提出させていただきました意見書について説明させていただきたいと思います。

本年11月に核兵器禁止条約第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約の再検討会議にオブザーバー参加し、被爆地の思いを国際社会へ発信していくことは大変重要であると考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、少し短くした修正（案）を配付していただきたいと思います。

【井上委員長】 事務局、配付をお願いします。

（事務局が資料を配付）

【山田副委員長】 少し補足をさせていただきます。前回、提出しておりましたものは少し長かったものですから、整理させていただきまして、少し短くさせていただきました。

最後に「本市は平和都市宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会にも加盟しており、世界平和と核廃絶を強く願うものである」という一文を加えさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

【石田委員】 虹の会からは、イラン情勢の緊迫化に伴うエネルギー・物価危機への緊急対応を求める意見書（案）ということでしたためです。現状、トランプ大統領の誕生日に停戦する旨の方向性で動いていることは承知していますが、依然、市内の小さな中小企業ですとか、車の工場関係の方とか、具体的に社員さんに週に1回は休んでくれとか、こういった対応があることも直近で実際に働いている方から伺っているような状況もあって、非常に危機感を強めております。また、この間、何度も休戦なども行われましたけれども、休戦中にもミサイルが撃たれるとか、協定が何度も破られるということも起こっておりますので、全く気を許せない状況だと思っておりますし、今の中小企業の倒産の数ですとか、本当に危機的な状況だと思っておりますので、市議会として、今回はナフサの問題等、経済的な問題に関して、前はどちらかというと外交で平和的に解決するようというところで、戦争に対する思いを議会として上げるものでしたけれども、今回はより具体的に、ナフサなど足りない状況ですから、それに関してしっかりと議会として声を上げていくことを念頭につくりましたので、ぜひ前向きな御検討のほど、よろしくお願いいたします。

【星野委員】 （2）－②について1点確認したいのですが、今、政府が3兆円かな。補正予算を組んでいますけれども、それとは別にさらなるものを求めるという認識ですか。

【石田委員】 そちらは全く念頭には置いておりません。3兆円規模では私は足りないという認識があるということと、もう一つは、ナフサ、物不足が非常に深刻だと思っておりますので、それに対して

求めていくということは市議会としてやるべきだろうと。国で一定対応を取られていると評価することはあっていいと思うのですが、それが市議会として声を上げない理由にはならないと考えております。

【井上委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、本件について本日の協議はこの程度でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、今後の流れについて事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本日は、ただいまの協議内容等も踏まえて、各会派にお持ち帰りいただき、次回6月23日（火）の本委員会で内容、提出者等をまとめ上げていただくこととなりますので、御承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

【井上委員長】 以上のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

【井上委員長】 日程４、その他の（１）公社等経営状況の質疑について、事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料２を御覧ください。公社の経営状況の報告への質疑につきまして、本委員会での決定事項と運用を記載しております。

１に記載のとおり、公社等経営状況の報告に対する質疑は通告制で、一般質問初日の正午を締切りとしておりますので、今回は明日６月１８日の正午となります。

また、２に記載のとおり、質疑の対象は公社等の報告書記載事項の範囲とされております。これに関し、市側との確認調整が円滑に行われるよう、通告書には質疑事項が公社報告書の何ページに該当するのか、ページ数を付記していただきたいというのが議長からの御依頼でございます。

３に記載のとおり、通告者が複数の場合には、１８日正午の締切り後に当該議員のみで質疑順位の抽せんを行います。

なお、２－（１）に記載のとおり、質疑は本会議の最終日、６月２５日の日程中、基地政策特別委員会の中間報告の後に行うものでございます。

【井上委員長】 説明したとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

続いて、（２）委員外議員の発言について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、前回５月２５日の本委員会で説明があったとおり、自民党・新政クラブから、委員外議員については発言しないことを原則とするとの提案がなされ、当日は各会派に持ち帰りとなり、本日協議することとなったものでございます。

【井上委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた委員外議員については発言しないことを原則とすることについて各会派の意見を順番にお伺いいたします。

提案が自民党・新政クラブですので、公明党さんからお願いいたします。

【鳥淵委員】 これまで審議して、かなり配慮がなされてきたのではないかと考えております。今後は委員のみの発言ということで、自民党・新政クラブさんの案でいいかと考えております。

【井上委員長】 自由クラブさん。

【木村委員】 うちの会派は意見が統一できない状態で、その中間といたしますか、現状の、いわゆる３分で３回以内という従来どおりでやって、ただ、万が一、それで何か問題が出るようだったら、即今後は中止する、委員外議員の発言はやめにするという条件で、会派としては意見がまとまらなかったのです。あと１点、今３分３回ということなのですが、その回数を減らすという案。そんなことで一本化できない状態で、会派としては、現状の３回３分を２回３分の範囲内と、次回、万が一問題が起きたら、もう委員外議員の発言はしないようにしようということにしました。

【井上委員長】 日本共産党さん。

【高久委員】 これは前回も言いましたけれども、ある意味、大和がいろいろな規制を加えられる中で守られてきたというか、そういう委員外議員の発言も守られてきたルールだと思いますし、実際に所属議員が全く発言しないということも起きているのです。そういう中、委員外議員として発言されて、それで誘発されて審議が開始されるという実態もありますし、現状の３回３分でやって、何が問題なのか、私は分かりません。そのことで時間が延々と伸びて支障を来しているとか、時間外になったとか、そんなことは起きていないわけですから、これはしっかり確保していくべきだという立場でございます。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動さん。

【吉田委員】 基本は委員会の委員が審議することが前提だと思いますが、現状、1議員1委員会しか出席できないという状況の中で、市民の負託を受けた議員が直接審議を行う機会を奪うことは市民にとっても不利益にしかならないと考えます。委員の質疑が終わった後で質問するというルールを守っている中で、委員会で出てこなかった質問を行政に投げかけることで別の視点の情報を共有して、質疑が深まっているということもあると思います。議会は言論の府であるという原則に立ち返るべきだと考えます。地域の多様な意見や考えの人々が集まり、活発に議論が行われる場でなければいけないと考えます。私たちが一番大切にしているのは、時間ではなくて、審議の質だと思います。そのために、ルールを話し合い、全会一致にはならなかったけれども、決定した経緯があると思います。委員外議員の発言をなくすことは議会全体の意思決定の質を下げる、ひいては市民の利益を損なうことになりかねません。今までどおり、今後も委員外議員の発言ができるようにするべきだと思います。

【井上委員長】 虹の会さん。

【石田委員】 虹の会としては、これまでどおりにするべきだという案です。率直に申し上げて、委員外議員の発言をできないようにするという妥当な理由が全く示されていないと思います。加えて、つい最近、ルールを決めて、落としどころをつくって、3回3分というルールをつくって運営したわけでございます。その上で、そのルールを破る人はいませんし、それによって議会がいたずらに延長されて、職員も疲労こんぱいという状況も全く生まれていません。だから、それを理由に、何か具体的な問題が起きているのかといったら、起きていないわけです。市側から申入れを受けるような委員外議員の発言があったことを問題かのように言う方がいらっしゃるのですけれども、あれに関しては、市側の論が正しかったのかどうかは定かになっていないものですから、あたかも市側が言った申入れが正しいものだという前提の基に言うのはいかがなものかと思えますし、あの状況というのは委員外議員だからとかいうことではなくて、委員だろうが、どこにいかがが発生し得ることですから、委員外議員特有の問題ではないので、こじつけだと思います。

そういったことで、つい最近、3回3分というものを決めて合意しているわけですよ。その合意をひっくり返してやるに至る客観的、妥当な理由がないと思います。大和市議会は少数会派が非常に多いございますが、全ての委員会に出ることは当然難しいです。だからといって、何でもかんでも話せるのはどうかということで、3分3回という妥当な落としどころをつくってやってきたわけで、それによって、全ての委員さんの意見、質疑が出切った後にまだ出ていない論点があればということで手が挙がって、発言する。それで、さらにまた活発な議論が行われればいいですし、議事録上、質問しなければ出されなかった数字ですとか、何でそういうことが行われたのかということがより深まるような議論が行われているというのは、全く議会にとって損失になるものはないというか、あったほうがいいことであると思いますので、それをやらない、できないようにしていく妥当な理由が見当たらないと考えていますから反対しております。

【井上委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 立憲民主党としましても、3分3回という現状維持を望んでおります。言論の府であるということと、よく委員外議員の質問を委員会の委員にお願いして質問してもらえばいいではないかという話もされますけれども、それは、感情だったり、いろいろな背景というものが伝わらなかったりして、深く議論されないという部分も懸念される。しかし、その質というものに関しては、感情的になって発言することが質が高いのかということとは別にしておきたいのですけれども、また、前回の件一つではかの委員外議員の権利を剥奪されてしまうというのも少し問題なのかなと思います。

よって、現状維持で、3分3回を望みます。

【井上委員長】 大和維新×i R A I S Eさん。

【星野委員】 大和維新×i R A I S Eとしては、まず基本的になくすべきではない。しかしながら、私も議員4年目になりまして、今までの経緯の中で、これに非常に問題があるということも感じています。

これだけは申し上げておきたいことがあるのですけれども、私が委員として委員外議員の発言が不愉快だと思う点が2つあります。

まず、一々意見を言うところと早く質問しろということが非常に多かったわけです。基本的に、委員が討議する場において、委員外議員が持論をだらだらと述べるというのは私も見ていて不愉快であるし、これに関して問題提起されるのは仕方ないでしょうというのが正直な感想です。そうだととしても、なくすという決断に関しては非常に抵抗というか、考えなければいけないと思いますので、大和維新×i R A I S Eとしては抑制。つまり今の3分3回を1分1回に抑制し、その後は次の改選で決めてくださいというのが意見です。

【井上委員長】 それでは、各会派の御意見をいただきましたので、審議させていただければと思うのですが、何か御意見があれば。

【木村委員】 昨年の12月の委員会で委員外議員の発言が、いわゆるそこにいた2人の議員と副市長の合計3人の人たちから注意といいますか、パワハラという言葉を使って指摘された場面がありました。そういうことも含めて、うちの会派としては、こういうことがまたあるようだったら、もう委員外議員の発言はやめにすべきだという意見にしたわけです。ただ、現状では、そういうことがない前提で、今後発言の回数も3分3回ではなくて、減らしていく方向ということで。だから、同じ話になってしまうのですけれども、今後、万が一、委員外議員が昨年のような場面、要は当時の議会運営委員長を中心に弁護士にまでお伺いを立てて、状況を確認した。市側の副市長からも、また、2名の委員からもその委員外議員の発言は不適切だという言葉が出た。そういうことが二度とない前提で、私の会派としては、現状、多少短縮した上でやっていってもいいのではないかなということです。

【吉田委員】 提案会派に質問があるのですけれども、前回すごく議論しまして、3分3回のルールをつくったと思うのですけれども、今回このルールにのっとって質問していると思うのですが、なぜこのような提案になったのか、教えてください。

【福本委員】 まず、先ほど木村委員からもお話ありました、昨年12月に、委員外議員の発言に対して、副市長、そして、ほかの2名の委員からも苦言を呈されたところもありました。それはそれで3回3分にのっとったものであったかと思うのですけれども、それがあって、委員外議員の発言があたかももう公然の権利であるかのようにされていることの一つの弊害なのかなと思います。先ほど星野委員からもお話がありましたけれども、委員会というのは付託された案件を委員が審査して、賛否を表明する場であって、委員外議員はその審査には加わらない。百歩譲って、これはこれでまた議論しますけれども、質疑であればまだしも、そこで意見を述べるということは、やはりどうなのかなと非常に違和感を覚えるところでもあります。繰り返しになりますけれども、委員会は付託された案件を委員が審査する場であって、委員外議員は審査に加わることはないわけですから、そこに大変違和感を覚える。また、仮に本会議の場で賛否を表明するのにどうしても確認しておかなくてはいけないことがあるかもしれません。それはそれで別に担当課に自分で確認すればよいわけであって、わざわざ議事録が残る委員会の中で質疑をするというのはどうなのかなと思うところがあります。

まずはそこでよろしいでしょうか。

【吉田委員】 委員会の中で出てこなかったところで、行政に投げかけているという点では議論が深まっていると思うのですが、その件に関してはどうでしょうか。

【福本委員】 まず、私たちは大前提のところを理解しなくてはいけないのかなと思っておりまして、委員会というのは、議案だったり、請願等を分野ごとに少人数で、専門的、効率的に審査する場であります。少人数、専門的分野を担当することに性格があって、委員だけが審査、質疑するのが基本になっております。委員外議員にまで質疑を許すと、委員会の性格が少し曖昧になってしまう。委員は責任を持って付託された案件の審査に臨んでいるわけであって、やはりそこで責任を持たなくてはならない。仮に先ほど来から、委員の質問が少ないから、委員外議員が質疑をすることによって委員会の質が深まっているという話がありますけれども、そこは論点が違って、もっと委員がしっかりと勉強して委員会に臨むべきであると思っております。

【西田委員】 吉田委員にお伺いしたいのですが、議会が常任委員会を設けている理由はどのようにお考えですか。

【吉田委員】 もう一度質問をお願いしていいでしょうか。

【西田委員】 市議会で常任委員会が設置されている理由はどのようにお考えでしょうか。

【吉田委員】 委員が責任を持ってそこで議論することは大事だと思いますが、それ以外のところで気づいた議員が質問するということは必要だと考えます。

【西田委員】 質問に答えていただきたいのですが、私が伺っているのは、なぜ市議会に常任委員会という機関が設置される必要があるのかということについての意見をお伺いしています。

【吉田委員】 繰り返しになるかもしれませんが、委員会があるということは、それぞれの議員がその委員会に入って、議案について委員会の中でしっかりと審議するということだと思います。

【西田委員】 つまり委員外議員という制度がなくても、吉田委員の御認識のとおり、機関としては効力というか、きちんとワークすると思いますので、私も委員外議員の設置については不要と考えております。

【高久委員】 先ほど、市側から委員外議員の発言についてパワハラなりの指摘を受けたという、議員の発言、パワハラという問題と委員外議員の発言ははっきり分けてやらないといけない課題だと思います。それぞれにどうするかは分けて審議すべき課題だということで、たまたま委員外議員の発言にパワハラ的言動があったということで、これがパワハラかどうかということに対しても、それぞれの言い分があって、市側はそう捉えたかもしれないけれども、議員としては意見の表明であって、決してパワハラだと認めているわけではないと思いますから、それも含めて、これは分けて審議すべきだということです。

【中村委員】 私は、議員の発言は最大限に尊重されなければいけないし、しかも、議論は、しっかり活発に、そして深まっていかなければいけないという認識を持っています。しかし、今ここで話しているのは審議のルールの話なのです。御承知のとおり、議会の会議の仕方というのは、委員会主義と本会議主義というのがあります。委員会主義というのは、うちみたいな形で委員会に分けて、委員会で議論しているところ。本会議主義は、もうとにかく本会議でみんなで話し合うのだというね。大和市議会は委員会主義を採用しているのです。だから、先ほど来から、委員外の者も議論に加わったほうが議論が深まるというような発言がありますけれども、それだったら、みんなで話し合うという方式を採用してやるべきなのです。大和市議会はそうではなくて、委員会主義を採用して、委員会で議論を深めていこうという話ですから、その中で委員が議論していて、意見が足りないから、委員外の人間がそこに加わるというのは、そもそももう委員会主義ではないのです。委員会以外でも



発言する場面は当然あるわけですから、本当に必要なものがあれば本会議で発言すればいい話なのです。

今ずっと話の中で、少数会派が委員会に委員を出していないから発言させるのだという話になっているのですけれども、そうであれば、4人いれば全ての委員会に委員を出せるわけだから、4人で会派を組めばいいのですよ。私たちも自民党だけで組んでいるのではなくて、自民党・新政クラブということで、自民党公認以外の人間でも会派を組んでいます。ですから、みんなが全く同じ意見の議員はいないですよ。だから、同じような、共通できる議員で4人の会派を組めば全ての委員会に委員を送ることができるのです。では、何で大会派というか、4人以上の会派を組んでいるところは、委員を出していると、自分で出席して意見が言えないのですか。それは、私は大変不公平なことだと思いますよ。極端な話、1人だけで会派を組んでいなければ、全ての委員会に出席して自分の意見を言えるのに、会派を組んでいたら、自分は1つの委員会にしか出席できなくて、1つの委員会でしか発言ができないのです。非常に不公平です。みんな選挙であずかっている議席は1議席だけなのですよ。1議席だけで1つの委員会に所属しているのに、なぜ人によっては3議席も4議席も持っているかのような発言ができるのかというのは公平性を欠いていると思います。

ですから、4人で会派を組めば全ての委員会に委員を送ることができるし、それができなかったとすれば、委員にお願いして、ぜひこういう質疑をしてくださいと頼めばいいだけなのですよ。まずそういう努力をした上で、それでも自分の質疑が反映できないということがあれば、その次の段階として、では、それをどのようにして担保していくのかを考えるべきで、そういう努力をしないで、とにかく自分たちの意見を発言させろ、場を確保しろという話をしていること自体が、そもそも議会のルールの中から私は問題だということで、この点をずっと指摘してまいりました。だから、時間がどうのこうのという話ではなくて、もともとの議会のルールから考えるのであれば、自分の所属している委員会で発言するのが本筋で、委員外は発言しないというのが原則だと思います。

【石田委員】 このお話を聞いていて、委員会主義というお話も出てきて、すごく委員会のことを重んじていらっしゃるのかなと思ったら、委員会でしゃべれなかったら、一般質問で言えばいいではないかという人もいらっしゃるのです。別に委員会で聞かなくても、裏で職員に直接聞いて分かればいいではないかという人もいらっしゃるのですよ。僕は中村さんがそういうことを言っていると言っているわけではないのですけれども、委員会で審議する意味というのはそれぞれ、いろいろあっていいと思うのですけれども、いろいろな委員さんが様々な角度の議論に触れることによって、最終的に会派の中で、どれに賛成するか、反対するかということになっていくわけですから、私はあのタイミングで委員会が行われていることというのはすごく意味があると思っているのです。そのときに偏った会派の意見だけが聞こえてきて、違う会派の声が全く聞こえないという状況は損失だと思うのですよ。だから、いろいろな会派の声があったほうがいい。だから、それは不公平とかという議論ではなくて、様々な会派、立場の声が審議に反映されたほうが私は議会というものがある意味につながってくると思いますし、委員会審査をすることに関しても深まると考えているわけです。

そういった意味で委員会審査というものを重んじるのであればこそ、私は様々な会派の声。会派ごとに考えが違って、会派ごとで同じ考えの方々、いろいろ違うところもあるかもしれないけれども、大枠では同じなのだとすることで組んでいるわけですよ。先ほど一緒に会派を組めばいいではないかという議論もありましたけれども、少数会派の意味を中村委員が分かっているわけではないかと思っているので、これに関しては言及しませんが、ただ、少数会派が少数会派であることの意味はありますので、全員出したいのであれば4人にすればいいではないかというような議論ではないと思うのです。

その絶妙な落としどころとしてつくられているのが、何でもかんでも言えるではなくて、3分3回というのがつい最近合意されて、実際に運営がなされてきたことでありまして、その上において著しい裏切り行為があったのかといったら、ないのです。その理解、ルール上において、おびただしい遅延があったのかといったらないのですよ。だから、具体的に、何でこんなことをやるのですかといったら、皆さん、口をそろえて12月のことがと言うのですけれども、12月のことというのは委員外議員に特筆した問題ではないのですよ。あれは議員個人の発言の問題なので——私は問題と言いたくないのですよ。しかも、問題かどうかすら不透明なものをあたかも理由かのように言っているのは論理としては弱いと思います。

【西田委員】 石田委員の発言で気になったのですけれども、「偏った会派」とは何ですか。あと、全く意見が聞こえないといったような……。さっき「偏った会派の意見」がとおっしゃっていたのですけれども。

【石田委員】 言葉どおり。

【西田委員】 偏った会派の定義とは何ですか。

【石田委員】 言葉どおりですが、大部屋の会派さんというのは当然……。

【井上委員長】 フリートークはやめてください。

【石田委員】 誤解していたら嫌だと思うので、言いますけれども、思想が偏っているという話ではないです。人数編成において、大部屋さんはたくさんの委員さんがいて、少数会派というのはもちろん持てないときもある。これは、ルール上、しょうがないと思っています。だけれども、それは、いろいろな会派の声が反映されないという明確なデメリットですよ、議会制民主主義の。だから、それを補填するために、フル参加はできないけれども、3分3回という落としどころをみんなでつくって、回してみたら、何も問題が起きていないのに、あたかも12月の市側の申入れというのが問題かのように扱われて、事実認定のようにされて、今このように行われているというのが客観的に見ていかなものかなというふうに感じているという意見表明でございます。

【西田委員】 その偏ったというのは、私も自民党・新政クラブに所属していますけれども、さっき中村委員もおっしゃいましたけれども、別に意見が完全に一致しているわけではないです。私自身も……。（発言する者あり）

【井上委員長】 静粛をお願いします。

【西田委員】 私自身も意見は一致しないけれども、会派に所属しているから発言を控えていることも、こう見えてあります。さらに、委員会で、私にも今回、市長のいろいろな件がありまして、別の委員会で発言したいこともありましたけれども、それは諦めました。でも、石田さんは好きに発言なさっている。これはどう理解すればよろしいですか。

【石田委員】 非常に大きな球を投げられたなと思って、今すごく困ってはいるのですが、その差に関してはどうするということに関しては、大部屋に属することによって得られる益とそうではないものというのがあると思いますので、それを選んだ結果かなとは思っています。ただ、議会全体の利益というものは常に考えなければいけないと思っています。いろいろな会派の声が上がるということは、議会制民主主義においては明確にメリットです。それを目的にしてデザインされている制度だと思っています。その中において、大部屋さんがいて、多くの委員さんを擁しているということ自体も私は否定はしません。だけれども、一切その……。（発言する者あり）言わないで。一切ほかの会派さんが話ができないという状況をつくるというのはいかなものかなと思いますし、それをやるほどの事実相当性のあるような問題が起こっているのかといったら、今回合意した3分3回というルールにおい

て、何か問題が起きたかといったら、それに基づいたものは起きていないということははっきりと言えると思っています。

【西田委員】 選んだ結果と言うのであれば、私は自民党・新政クラブに所属するという選んだ結果を受け入れています。石田さんは少数会派を組むという選んだ結果、メリット、デメリットがあって、それを自分で受け入れている。それ以上のものでも、それ以下のものでもないと思いますし、私、1期生の議員からして言いたいのですけれども、今回、大和市の経常収支比率101.5%となったのですが、委員会審議の結果です。それは神奈川県内の33自治体中、一番高い。ということは、大和市の委員会が市政の牽制という意味で質の高い議論が今の体制でできていないということの裏返しではないかと思うのですけれども。

【石田委員】 大分本線から脱線しそうなので、お返しする言葉は限定しなければいけないなと思っていますが、私、先ほど議会全体の利益と申し上げました。少数会派だとか、大きな会派だからとか、ずるい、ずるくないとかいうことだけではなくて、それだけにとらわれずに、議会全体としていかに質を上げていくのかを考えたときに、様々な立場の方々の意見が反映される場所で議案が議論されて、言が飛び交うという状況。それに基づいて様々な会派が、それに対して、賛成だ、反対だ、討論を述べていくということが起こるのが非常に健全な議会だと思っているし、これに対して異を唱える方は私はこの中にはいないと思っています。なので、全く排除するのではなくて、落としどころが提案されていますので、そういった落としどころを探る。時間のこともあると思いますので、ぜひ委員長はそういった議論を促していただければありがたいなと思います。

【中村委員】 私は12月がどうのこうのということではなくて、そもそも論、ルールのお話をしているつもりです。あくまでも代表民主制ですから。石田委員は、もともと代表民主制より直接民主制のほうがいいというお考えかもしれないけれども、代表民主制なのです。だから、大和市民が全員話し合うのではなくて、選挙で28人の議員を選んで、そこで話し合ってもらおうというのが議会であるし、議会の中からさらに人数を限って委員会の委員を選んで、その委員会の中で議論するというのがルールなのです。だから、この28人、私たち以上に見識の高い市民も大和市には多分いっぱいいらっしゃると思います。でも、そういった方々が議会を傍聴に来て、私のほうが見識を持っているから、あなたたちよりこのことを知っているから発言させろと言っても発言できないのです。それは議員ではないからなのです。だから、議会で発言できるのが議員なのです。委員会で発言できるのは委員なのです。こういう基本的なルールがあって、そのルールの中で我々は議論しなくては行けなくて、もし委員会の発言が深まっていなければ、先ほどどなたかもおっしゃいましたが、それは委員がさらに深まる議論をできるようにしなくては行けない話であって、委員が発言できないことを他の議員が補うというのとは違う話だと思うのですよ。

いろいろな意見が反映されるというのは当然のことで、それが最終的には本会議の中の議決という形で表れてきて、議会の意思になるわけです。だから、私が言っているのは、当然議論はしっかりとしなくては行けないし、いろいろな人の意見が反映できるのは当然なのだけれども、一定のルールの下で委員会の運営や議会の運営は行われているので、時間がどうか、12月がどうか、そういう話ではなくて、もともとのルールに立ち返ったときに、やはり委員外議員の発言というのは本来の形でないということでお話をしています。

【福本委員】 先ほど来からちょっと気になる発言があったので、改めてうちの会派の提案の内容を申し上げると、原則委員外議員が発言しないこととするということなのです。先ほど星野委員もなくすべきではないとおっしゃっておられました。これはなくすべきものではなくて、禁止すべきもので

もないのです。先ほど中村委員も議員の発言は非常に大切なのだという話もありました。だから、原則委員外議員は発言しないこととするという提案をさせていただいております。

ただ、原則がそうなのですね。だから、例外というところで考えると、どうしても質疑をしたいというのであれば、それ相当の理由が必要なのかなと私は思っております。当然今も委員外議員が手を挙げて、委員長が委員にそれを確認して、委員外議員の発言を認めてはいますけれども、やっぱり原則に重きを置くのであれば、委員外議員は……。

これは勝手に私が言っていることですよ。例えば委員外議員がどうしてもということであれば、どうしても発言したい理由をまず述べて、それに出席されている委員が理解を示して、その理解を示した委員を委員長が見て、そこで判断して、初めて発言を許すというところまで必要なレベルの原則であるのではないかなと思っております。

先ほど石田委員も一切発言を認めないとか、全く排除はなんていう言葉があったので、全くとか、一切とかということではなくて、原則委員外議員は発言しないことを私たちは提案したいと思います。

【北島委員】 大前提として、大和市が少数会派であったり、委員外議員の発言を許可してくれているのは特例であるという部分を忘れてはいけないうのかなと思うのですけれども、それは皆さん認識されているの発言をされているのだと思います。いろいろ協議していく中でも、大和市がずっと少数会派だったりとか、委員外議員の発言を聞いてもいいよねという特例の中で、当然の権利として扱ってはいけないものであって、ただ、常任委員会、人数が重なれば、やはり抽せんということになってしまい、今まで携わってきた事業、議案から外れてしまって、聞きたかったものが聞けなくなってしまうという部分も考えられることなのかなと思います。今回、12月の件がある前から委員外議員に関しては話がずっとあったと思うのですけれども、12月を発端に事案があって、その一件があったから全ての委員外議員の発言を禁止してしまってもいいのかという疑問点は残るのかなと思います。

先ほどから星野委員と福本委員が意見を述べる場ではない、端的に発言を許可しますという話をずっとされている中でも、前口上ではないのですけれども、意見を長く述べる部分に関してはちょっと考えを正していただきたいなという部分を含めまして、3分3回で、原則必要に応じて質問してもいいよと。委員外議員の発言を希望される議員に関しては、しっかりそこを念頭に置いて質問に立っていただきたいと思いながら、ぜひ3分3回というのは残していただきたいなと意見させていただきます。

【星野委員】 これまでの議論を聞いていて、1つ意見を述べさせていただきたいのですが、今、皆さん、いろいろなルールのお話をされていると思うのですけれども、なぜこのような問題があったか。いま一度整理するというか、考えたときに、要は常識的に考えて、常識ならざることが続いたから、このような形で制限されているのだよというのは、もう恐らく皆さん分かるでしょう。少数会派、少数会派と言いますけれども、僕も少数会派なわけですよ。でも、僕は別に、例えば自民党・新政クラブからとか、公明党からとか、何かの圧力を受けたということは特段ないですよ。むしろ議論の場を提供されている。だけれども、なぜこのような形になったかというのは、少数会派の意見を声高に主張し過ぎたのではないですかというのはすごく感じるわけです。少数会派だから我々にしゃべらせろ、意見を言わせろ。それは必要ですよ。必要ですけれども、我々が做うべくは、議事録にひたすら長々と残すことが目的ではなくて、言質を積み重ねるために議事録というのはあるわけです。その上で、全員に賛否を表す権利は残っているわけではないですか。究極的には、議員というのは議会で賛否を表すことでしょうと当然皆さんも理解されていると思うので、その中で、少数会派と言うのだったら、少数会派側も、大きい会派の人に対してこういう配慮をしてくれときちんと歩み寄るべき

でしょう。だけれども、そのようなことをせずに——したかもしれないですけども、繰り返しひたすら少数会派の意見がある、言論の自由があると詰め寄ったがゆえに今、このような形になっていると思うわけです。

また、12月には市側からも意見を出された、これが全てではないですけども、通常こんなことはあり得ないでしょう。市側がこんな文書を出してくるのは大和市議会でもなかった。何でなかったことが起きたか。市側というのはめっちゃくちゃ保守主義ですよ。絶対失敗しないように出してくるにもかわからず、こういう形で出てきたということは、もうままならないという市側のアピールでもあるわけですよ。それを議会側としても受け止めて、じゃ、どのようにしようかという中において、いまだここに至っても常識からずれた議論が行われてきたから、こういう形になっているのだと理解せずに、いろいろな原則論だのを持ち出して、ルールであるとか、少数会派であるとかという議論を積み重ねたところで、それは通じませんよ、常識的に考えれば分かるでしょうというのが僕の意見なのですよ。

僕も少数会派なので、できたらしゃべらせてもらいたいですよ。しゃべらせてもらいたいけれども、今回、こういう形で自民党・新政クラブから出されたというのは、それはそうでしょというふうに思います。ただ、少数会派としてお願いするとすれば、多少でもいいので発言の機会を残してくださいということを表明すれば、相手だって譲歩してくれるかもしれないのではないですかと僕は思いますよ。だから、少数会派だからではなくて、いい大人なのだから、少数会派であれば少数会派なりの譲歩の仕方、交渉の仕方があるでしょうということをもう一度考えて、建設的な議論、意見をするべきなのではないかと思います。

【中村委員】 福本委員からお話があったように、禁止してくれと言っているわけではないのですよ。だから、原則的には委員で話す。でも、どうしても意見を言わなければいけないときは、それなりの手続を経て、委員長の許可をもらった上で発言するという形を提案しているのであって、何が何でも、何があろうが絶対、一切発言ができないと言っているわけではないということは、先ほど福本委員からお話があったとおりです。

ただ、私たちも、自分が所属していない委員会で意見が言いたいときは、同じ会派の議員に対してこういうことを聞いてくれませんか頼んで聞いてもらっています。ただ、それは逐一聞いてもらっているわけではなくて、こういうことを聞いてくれませんかとお願ひして、質疑をしてもらっているのです。ですから、この問題が分からないと、最後に本会議でどうしても賛否ができないのだということであれば、このことを確認してもらえませんか、別に会派が違って、言われたら、多分聞いてくれると思いますよ、そういう質問をしてくれると思いますよ。それでも、誰も質問してくれない、聞いてくれないなんていうことがあったら、そのときは何らかの手続を取って発言するかもしれませんが、繰り返すようですけども、先ほど福本委員が申し上げたように、原則としてということですので、その辺を御了解いただければと思います。

【吉田委員】 今、別の委員に聞いてもらえばいいのではないかとということだったのですけれども、聞いてもらった場合、市側からの答弁で、またそこに疑問が生じた場合とかで聞けないこともあると思うのです。そのためにも、自分の意見、自分の聞きたいことを聞くということが大切なのではないかと思います。

【中村委員】 それを言ってしまうと、私たちも一緒なのですよ。それを言ってしまうと、私たちも同じ会派の人間にこのことを質問してくださいと聞いても、そのときの行政側の答弁とかで、こういうことを突っ込んでほしいな、こういうことを聞いてほしいなということは当然あります。でも、委

員を出している我々議員はそれができないのに、なぜ委員を出していなければ我々にはできないこともできるのですか。吉田委員に確認したいのだけれども。我々にはできないのですよ。それをどうして委員を出していない議員は特別にできるのですか。

【吉田委員】 同じ会派の中であれば、こういう聞き方をしてほしいとか、こういうときには聞いてほしいということをもっと深められると思います。

【中村委員】 でも、もう委員会が始まっているから、そんなことは言えないわけですよ。委員会で議論をしているときに、自分が聞いてもらったことについて市側が答弁した、それについてもうちょっと聞いてほしいのだけれどもと思っても、委員会は始まっているから言えないではないですか。だから、同じなのですよ。同じように私たちも聞いてほしいことは同じ会派の委員が聞くけれども、そこから先というのは、もう委員会での議論が始まってしまっているから、逐一、その答弁についてはこういうことを聞き直してください、こういうことを言うてくださいなんて言えないのですよ。だから、自分がそこにいて質問したいけれども、委員を出している会派の議員にはそういうことが許されていないのですよ。ところが、なぜ委員を出していない会派の人はそこまで許されるのですかということを知っています。

【吉田委員】 では、聞きたいことがあるのであれば、なぜ議員が発言する機会を減らす方向に考えていくのでしょうか。

【井上委員長】 ちょっと待ってください。質問に質問返しみたいになっちゃっているから、議論が進まないの、これはここで一旦切らせてください。

【木村委員】 いわゆる委員外議員の発言について、皆さん、お聞きのように全員が統一した方向にいかないの、これをこのまま延々と続けていくのか、それともどうするのか、取りあえず今日の委員会の結論を……。次回に繰り越すのか、それとも多数決でいくとか、その辺の方向を……。これはいつまでたっても、何時間やっても同じですよ。それをちょっと示していただきたい。

【北島委員】 若干まとまりかけたのに、またぶり返してしまったのかなと思うのですけれども、先ほども福本委員が落としどころをつけていただいたりとか、木村委員が先ほどの話の中で1分1回にするとか。1分1回というのは極論なのかもしれませんが、質問する前にどうして質問するのかという意見を述べていただくとかという落としどころをつくっていただいたにもかかわらず、石田委員はやはりどうしても自分の権利の主張が強いという部分は考え直さなければいけないのかなと。これは意見なのですから、させていただきます。

【井上委員長】 この件に関しては一致することは僕はあり得ないと思っております。ただ、今回、各会派の御意見をこうやって出してもらって、今いろいろな意見が出ました。自民党・新政クラブの意見、自由クラブさんはもう次やったらないよ、1分1回でという意見、いろいろなものが出ました。これは持ち帰っていただいて、さらに次回、議論したいと思います。ただ、これはどこかで結論を出したいと僕は思っています。そのことは御了承いただいて、この件に関しては今回は一旦持ち帰りということで、まだちょっとほかにも審議することがありますので。

【石田委員】 多分そんなに他意はなく言っていると思うのですけれども、僕は代議制よりも直接民主制の主義者なのだから話があったと思うのですが、僕はバランスよくやっていくべきだということなので、そこをまず分かっていただきたいということは言っておきたいと思います。

その上で、中村委員から傍聴者の方々が俺のほうが見識あるのだからといって発言し出したらおかしいでしょう、だから傍聴議員がという話があったと思うのですけれども、やはり代議制の仕切りで考えていったときに、傍聴者の方は代議制で選ばれた方ではない、傍聴議員の方は代議制で選ばれた

方ですので、そこは一緒くたにはできないものかなと捉えております。こういうことも踏まえて、持ち帰って大波議員とも話をして決めたいと思います。

【山田副委員長】 公明党の意見といたしまして、一言だけ付け加えておきたいと思うのですが、先ほど来自民党・新政クラブさんがおっしゃっているように、委員会付託しているわけですから、付託した委員会で委員がしっかりと審議するべきだというのは、根本的な考えとして持っております。ただ、その上で、これまでの長い歴史の中で大和市議会が委員外議員を認めてきたという流れがございました。1期生の方は1回長い話があったという意識かもしれませんが、この議論というのは、何回も何回も、何回も繰り返し出てきた話なのです。その中で、自民党・新政クラブさんがおっしゃるように、じゃ、一遍に今までやってきた委員外議員の発言をなくすというのはどうなんだろう。公明党としてはそういう思いがございまして、これまでは、一遍になくすというのはないでしょう、少し委員会審議の在り方も見直しつつやっていきませんかというところで、中間どころというか、それこそ前回のルールに行き着いたのも、そういう流れがあったからです。

ただ、先ほど来、お話も出ていますように、星野委員もおっしゃっていましたが、委員外議員による自分の意見の主張の場になってしまっている。たとえそれが3分だったとしてもですよ。また、問題の焦点は違うけれども、12月のような問題が委員外議員が発言をしている中で起こってきた。こういった中では、もう本当にそろそろ本来の在り方にしていってもいいのではないかとということで、公明党は、委員外議員を認めず、委員会の中で委員がしっかりと審議していく。最終的には本会議という議論の場がございしますので、そういう本来的なやり方に大和市議会も持っていくべきではないかということで今回の結論に至っているということを伝えさせていただきたいと思います。次回の話合いがあると思いますので、一言付け加えさせていただきました。

【井上委員長】 本件については、今、各会派のいろいろな御意見を聞いていただいたと思いますので、一度持ち帰っていただいて、再度会派でもんでいただいて、次回、話合いができればと思います。

ただ、付け加えますけれども、やはりこれはどこかで結論をつけるべき案件であるとは思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

それでは次に行きます。(3) 議員調査の締切日について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 こちらは(2)と同じく、前回の本委員会で説明があったとおり、自民党・新政クラブから、市側の過度な負担とならないよう、議員調査の回答希望日は必ず最短でも2週間後とすることが提案されたものでございます。これを受け、委員長から、6月1日の各正副委員長に対する委員会運営の議事整理等に関する説明会の内容を聞いた上で、次回の本委員会で協議することにしたいとされていたものでございます。

【井上委員長】 内容は事務局から説明させたとおりでございます。協議の前に、改めて提案会派に説明を求めます。

【福本委員】 この件に関しては事前に事務局に資料をお渡ししておりますので、配付をお願いしてもよろしいでしょうか。

【井上委員長】 では、配付をお願いします。

(事務局が資料を配付)

【福本委員】 議員調査の締切日の件につきましては、前回の定例会で私どもの会派から提案させていただいたものでございますが、6月1日に開催されました各正副委員長に対する委員会運営の議事整理等に関する説明会でも詳しく触れられておりましたので、それを踏まえて整理し、記載の3点について提案させていただきたいと思います。

まず1点目は、議員調査の回答希望日は、必ず最短でも2週間後とする。

2点目は、公開・非公開の判断は、大和市情報公開条例に倣うこととする。仮に不服がある場合は、改めて、不服申立ての機会が担保されている情報公開請求を行い、条例に沿った手続を行う。

3点目は、議員調査において、議会側と市側が互いに安心して請求・提供できるように仕組みを整理し、明文化して、「議員調査依頼表」の書式に明記する。以上でございます。

順番に簡単に説明いたしますと、前提として、まず6月1日の各委員長への説明会で解説があったとおり、議員個人に法令上の強制力のある資料請求権はないことが改めて確認されたことと思います。議員は議会活動のために行政資料を必要とし、一般的な情報公開請求より簡易な手続で提供を受けることを希望し、実際受けているかと思います。市側もこれを理解し、誠意を持って協力して下さっていますが、これはあくまで任意の協力であって、強制力がないことを議員各位が認識することが必要であります。これを受け、1点目は、議員個人が職員に対して、例えば何々委員会に間に合わせてもらいたいので、回答日を2週間よりも短くしてほしいなどの要求をすることは、たとえお願いベースであっても控えるべきと考えます。議員と職員の関係性を考えると、職員の立場では断り切れないものであり、こういう積み重ねがパワハラ的な考えの温床になっていると考えられるからです。

2点目は、6月1日の説明会では、議員個人に法定の資料請求権がないことに加え、議員に法令上の守秘義務がないことも解説されました。そうしたことから、漏えいリスクを回避するためにも、情報公開条例請求に倣って処理するしかないという至極当然な理由からであります。

3点目は、先日の説明会でも話があったように、現在の議員調査が市側と明文の取り交わしもなく行われていることであります。私どもはここに問題意識を持っており、これまでのこの件に関連する様々な混乱、問題が生じている原因の一つであるとも考えております。やはりお互いに安心して、請求、提供ができるようにするために、仕組みを整理し、明文化する必要があると考えます。これは昨年12月11日の本委員会で、当時の委員長であった私自身が議員調査依頼表に、議員調査は法に位置づけのない任意の調査である旨を記載することについて、早急に議長に御検討いただきたい旨の発言をした内容にも関連いたします。議員調査が任意協力の下で成り立っていることを前提に、市側とルールを確認し、まとまった内容を調査依頼表の裏面などに明記することで、改選があっても、常に議員の誤解を招くことを避け、同様の混乱や問題が生じずに済むと考えます。これは直ちに議会内で協議する必要があると考えております。

以上、長くなりましたが、理由を付して、3点、御提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【井上委員長】 提案会派から説明がありました。本日は、これも各会派にお持ち帰りいただきまして、次回協議をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【石田委員】 僕もなるべく余裕を持って資料出ししてほしいと思っているのです。職員のことも考えているのです。だけれども、一方で、議案をしっかりと審査しなければいけないということも非常に重たい責務だと思っているのです。今回の議案書とかも見ていただければ分かると思うのですけれども、情報量がすごく少ないです。議案を出されてから委員会審査が始まるまでの短い時間の中で情報収集しなければいけないときに、2週間だと間に合わないという山があるのです。この問題を解決する方法は、何も2週間、絶対だとかというような無理なことをしなくても、例えば議案をもうちょっと早めに頂けるとか、もしくは一般質問と委員会を取り替えるとか、こういうことも議論されてきましたよね。だけれども、なぜかこれは合意に至らなかったという経緯があると思うのです。一般質問を先に行えば、議案に依存したものではないですから早い段階から職員とやり取りをして、議案が



出たら、一般質問を挟む間、時間がありますから、直ちに議員調査をかけることができますので、2週間という時間は優に取れると思うのです。このようにしっかり議案が調査できる情報体制を整えながら、さらに双方よしという形を取っていく方法もあるのですが、今回それをせずに、2週間、絶対というところだけを押してきたことが理解できないのですね。それを説明していただいてよろしいですか。

【福本委員】 先ほど理由を述べさせていただいたとおりであります。

【星野委員】 確認したいのですけれども、今回我々が持ち帰って決めるのは議員調査の締切日についてであって、議会の日程についてではないことを確認したいのですけれども、それでよろしいでしょうか。

【井上委員長】 そのとおりです。

【石田委員】 ごめんなさい。私、理解していない、分からないから質問したので、さっき言ったとおりですと言われるとすごく困るので、どの部分だと。お話をいっぱい、一気にされたから、どの部分が私が質問したことに該当するのか、福本委員に説明を求めてもいいですか。

【井上委員長】 では、端的に、分かりやすくお願いします。

【石田委員】 いや、先ほどした質問を聞きたいのですよ。どこの部分が私の質問したことに当たるのかを説明してもらってよろしいですか。

【井上委員長】 もう一回質問していただいていいですか。

【石田委員】 端的に申し上げますと、調査の期間、2週間、絶対とやらなくても、一般質問と委員会の審査の日程を変えれば、議案が出てから調査の期間、間を稼げますので、それなら職員もオーケーだし、情報が欲しいという議員さん方にも対応できるし、一般質問に関しても議案に依存しないから、早い段階であったとしても何の支障もないわけですよ。これをやらないで、なぜ調査の2週間、絶対ということだけをやらうとするのか。そうすると、委員会のときに議案審査に必要な情報が取れないという非常に大きなデメリットが発生するわけです。これは何としてでも避けたいはずなのですね。それ以外の方法があるのに、何でデメリットが発生する方法を取るのかというのを教えてほしいのです。

【福本委員】 まず、2週間にというお話をしたのは、たとえ2週間よりも……。先ほど僕が申し上げた内容をもう一度申し上げますと、回答日を2週間よりも短くしてほしいなどの要求をすることは、たとえお願いベースであっても避けるべき。議員と職員の関係性を考えると、職員の立場では断り切れないものであり、こういう積み重ねがパワハラの考えの温床になっているからというところがあります。先ほどの資料を早くもらいたいという石田委員の御都合もあるし、思いもよく理解はするところであります。(発言する者あり) それとは……。私たちは2週間を遵守、少なくとも最低2週間は待つべきというところで御提案しておりますが、それ以外のことにしましては答えしかねるところであるかなと。それについては答えられますけれども。

【西田委員】 石田委員にお伺いしたいのですけれども、私、委員会審査のときも割と時間をかけているという認識ではいるのですが、資料請求というのは、例えば予算、決算だったら、前年度の予算、決算資料から気になる事業、事務事業評価から拾ってきて、それに関連する資料を委員会の日程から逆算して市の職員の方にお問い合わせするという、結構労力のかかることを私はしているのです。ちょっとびっくりなのですから、石田委員はそういうことをすっ飛ばして、こういうお願いを日常的、恒常的に職員の方にされているということなのですか。

【石田委員】 予算とか決算に関しては分かっていることなので、今言ったことは結構できるなと思

っているのですけれども、議案というのは一発目の本委員会、本会議が始まる前に行われたときにやっと出てくるものなので、そこでやっと内容が分かるものではないですか。何か別の方法で事前に議案の情報を得られているのだったら羨ましいなと思うのですけれども、基本的には最初の議運で議案が示されることによって、すぐに議員調査をかけなければということを毎回やっています。予算、決算に関しては財務会計システムのエクセルというか、CSV、財政課さんが持っているものを欲しいと言うと、少し調整した情報をこちらにくれるので、そういうものに関しては、予算、決算はなるべく早くお願いして出してもらおうようには努力しています。

【西田委員】 コンプライアンスと言われる昨今、お互いに2週間というルール、共通認識の下、その範囲で得られない情報については、質疑の場でリアルに聞いて、それをどう聞き出すかは議員の力量ではないかなと思います。

【高久委員】 私の認識では、市側の議案の提示期限は1週間前ではないのですか。だから、1週間前に出されて、調査が2週間以内というのはちょっとおかしいのではないかなと思いますけれども、そのルールはどうなっていますか。たしか1週間前には出さなければいけないというルールだと思うのですけれども。

【事務局次長】 お答えしますと、高久委員のおっしゃるとおりで、7日前です。それでは7日前なのに2週間ではおかしいではないかというところについての説明を事務的な形でします。先ほど石田委員からそれは非常に大きなデメリットであるという御発言があったかと思います。しかし、本当にデメリットなのか、どうなのかというのは多分28人全員それぞれ違うのだと思うのです。それが必要な方もいるのでしょうし、特にそれがなくても支障はないという議員の方もいらっしゃるのだと思います。7日なのに、調査が2週間ではおかしいではないかということにも絡みますけれども、万が一、議員の方の全員が現行で非常に大きなデメリットだと感じているのであれば、特定の議員だけではなくて、28人の議員全員が調査依頼をすることになっているはずだと思うのですけれども、実際に今はそうっていない。ということは、断定はできませんけれども、全員の方が特に調査する必要があると思っているわけではない状況かということだと思います。

【高久委員】 ですから、ルールというか、1週間前にしか議案がもらえないわけで、それを見て初めて、ああ、この問題はいろいろ調べなければいけないと思って、それが最低でも2週間先になると、議員調査ができなくなるというか、当然2週間前からずいぶんできるものはもらえるかと思うのですけれども、2週間という前提、根本が違っているのではないのかと私は思っています。

【中村委員】 恐らく2週間前のルールというのは、今、委員会の審査のために資料が必要でという議論でずっと語られているのだけれども、そのことだけではなくて、日常からの資料請求も全部含んで2週間以内ということですよ。つまり市側がそれを準備するのにそのくらいの時間は欲しい、そのくらいないとなかなか準備できないということで、その時間を設定していて、それはある意味、もう決まっているというか、今初めてこの話が出ているわけではなくて、口頭ベースではあるかもしれませんが、2週間前には出してくださいということは前から決まっていて、今はそれを確認している話なのです。その後の、では、委員会の審査に間に合わないならどうすればいいかとかいう話については、先ほど石田委員からもお話しありましたけれども、では、委員会の審査を後ろに回したほうがいいのか、私は、それはまた別の話で議論していかなくてはならない話だと思いますけれども、ここで話していることは2週間前というルールを確認して、それについては、市側にとってもこのくらいの期間は必要だということなので、それは守っていきましょうということをここで確認するという、その話だけを今ここではしているのだと思います。

だから、委員会の審査に間に合わせるためにはという話は、この話とはまたステージが違うというか、それはそれでまた、いずれしっかり議論しなくてはいけないことだとは思っていますけれども、ここではあくまでも、今ある2週間、間を空けてくださいよというルールをしっかりと一回確認しようということで提案しているというふうに理解してほしいと思います。

【井上委員長】 今回は各会派に意見を持ち帰っていただいて、次回審議したいと考えていますので、この案件に関して最後、何か確認したいことがあれば。

【星野委員】 例えば自民党・新政クラブ案について、ここをこのように加えてほしいとか、そういう意見を持ってくるのはありということなのですか。この締切日の案について、この文言では納得できないから、このような文言に変えてくれという形で持ってくるのか、それとも賛否だけを言うのか、そこを確認したいです。

【井上委員長】 協議をするので、そういう御意見があるということは協議の対象というか、それを受けて、我々がどう結論にできるかどうかは別の話として……。

【石田委員】 もう締めということなので、まず、中村委員から別なのだという話があったのですが、私も私は全然別ではないと思っている。要するにそのことをやることによって発生するデメリット、これにはいろいろな考え方があると言いますが、議案を審査するための情報はあったほうがいいに決まっているのではないですか。ないほうがいいのだという人はいないと思うのです。それに関して充実させていくべきだということは、私は議会としての統一見解だと思っていたのですが、これが違うということは……。事務局の言葉なので、議員の皆さんがそうだというふうに決めつけるのは申し訳ないので言いませんし、西田委員が誰よりも議員調査をやっているということは、私は調査をしているから存じ上げております。あまり強いことも言えないのですが、まず、別にはできない問題である、非常に密接に関わっている問題であるということは1つ言いたい。

もう一つは、解決方法はいろいろあるのに、これだけを強行するというのは非常に強引なのではないかなと思うのです。例えば市側に議案を出すのをもう少し早めてくれないとか、こういった譲歩案を議会としてまだお願いしていないですよ。そういうこともやらずに、議会が調査、職員にとっても負担のかかるような状態というものを持ってくることで自体に課題があると思っているので、もうちょっと広い視点でこの問題の解決策を考えていけば、僕は全会一致で新しい議会の形はつくれるのではないかなと思っていますから、ぜひこれは対立ではなくて、前向きにできるもの、落としどころを一緒に作りたくないと思っています。

【星野委員】 再度確認したいのですが、今回持ち帰ってやるのは、この文章の中にある2週間ということ、そして情報公開請求の条例に沿った手続を行いましょう、そして、それを文書化して書式化しましょうということに対して意見をするのであって、議会の在り方をどう意見するかではないですよ。そこをもう一度確認させてください。

【井上委員長】 そうです。これは確認したいなもので、情報公開請求、議員調査のときには2週間ということは、議員になった最初の段階で皆さん、議員研修で受けられていると思うのですよ。そういったところの再度確認というか、知っていただければなというのがこちら側の趣旨であって、それに対してプラスアルファみたいな御意見があったら、それはそれでまた、別の議論になってくるのかなとは思っています。ですから、一度持ち帰っていただければなと思います。

【吉田委員】 今、代表者会の中で調査依頼をしなくていい仕組みにしてほしいということが話し合われていると思いますが、このタイミングでこの意見が出てきたのはなぜでしょうか。

【石田委員】 恐らく先ほど代表者会の中でお話がされた、なるべく議員調査をしなくてもいいよう

な提案がネットさんからあったと思うのですね。それに関しては合意が見られなくて、残念ながらという話だったのですが、恐らく前回からなのですけれども。そういうことがありながら、今回、負担軽減だと言いながら、そういうことはやらないということの多分バランスのなさを言いたかったということだと理解しました。

【井上委員長】 暫時休憩します。

午後0時4分 休憩

午後0時6分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

本件に関しましては、各会派にお持ち帰りいただき、次回協議することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、暫時休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時9分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

(4) 議員提出議案の提出者本人による賛成討論について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件も前回の本委員会で説明があったとおり、自民党・新政クラブから議員提出議案の提出者本人による賛成討論は自粛して行わないこととする旨の提案があり、当日は各会派に持ち帰りとなり、本日協議することとなったものでございます。

【井上委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた議員提出議案の提出者本人による賛成討論の自粛について、各会派の意見を順番にお伺いいたします。

まず、大和維新×iRAISEさん。

【星野委員】 反対です。

【井上委員長】 立憲民主党さん。

【北島委員】 反対です。地方自治法第112条では提案者は討論してはならないという旨は書いていない、根拠的なものがないという部分で、そもそも賛成討論をしてはいけないというよりも、討論をする中で趣旨を拡大変更してはならないという部分が大事ではないのかなと考えています。

【井上委員長】 虹の会さん。

【石田委員】 反対です。自粛と言っているのですが、そこは一定配慮はあるとは思いますが、自治法上、議員の賛成、反対などの討論というのは非常に強く守られているものですから、それに関してやるという側をとどめる、やってはいけない。自粛であっても、それをここで申合せして、そういった形を取るというのは非常に問題があるかと考えています。

【井上委員長】 神奈川ネットワーク運動さん。

【吉田委員】 賛成討論は議員の思いが込められたものだと思うので、問題ないと考えます。反対です。

【井上委員長】 日本共産党さん。

【高久委員】 提案する際は多くの議員の賛同を求めて、一定大枠での提案をされると思うのです。賛成者としては、もっと込み入った自分なりの主張も述べられるということで、あってもいいのかなという考えでございます。

【井上委員長】 自由クラブさん。

【木村委員】 本来、議員提出議案に対しては、提出者が説明をしたときに、例えば会派の意向も含

めて説明されればいいことであって、提出者本人が自分に賛成討論すること自体、ちょっと考えられない、ナンセンスな話ではないかと思います。

【井上委員長】 公明党さん。

【鳥渕委員】 同じく、提出した際に趣旨説明をする機会がありますので、そこでしっかりと説明していただければと思っております。

【星野委員】 すみません、発言を訂正させてください。賛成討論をすることについて反対という趣旨なので、ちょっと僕の言い方がまずかったですね。

【井上委員長】 承知しました。

それでは、各会派の意見が出ましたので、それを踏まえた上で協議をお願いしたいと思います。

【中村委員】 提案会派から最初に言うのもどうかと思いますけれども、そもそも提案説明というのは、こういう趣旨でこの議案を出すのだということを説明して、皆さんの賛成をお願いするものなのです。だから、そこで、こうこう、こういう形でこの議案を出すので、皆さん、賛成してくださいと言っているのだから、その本人は賛成に決まっているのであって、それを自分への賛成討論という形で後で言うというのは、木村委員もおっしゃっていたけれども、そもそもナンセンスな話ではないかと思っています。

高久委員が、提案説明のときには、みんなに賛成してもらうために大粹しか言わないけれども、賛成討論では本音を言うという話をおっしゃっていたけれども、それはある意味、本音を言ったら賛成してもらえないから、提案説明のときはあまり多くを語らないで、皆さんに賛成してもらって、自分が賛成討論になったら本当のことを言うのだというのはちょっとフェアではないというか、そもそも議論の前提を覆してしまう。そうすると、じゃ、その討論を聞いて、もともとは賛成するつもりだったけれども、本心がそういうことだったら反対するよという形になってしまうのです。だから、そもそも提案理由説明と賛成討論の性質からして、提案者は、北島委員がおっしゃるように確かに地方自治法で禁止されているわけではないですよ。でも、本来の趣旨を考えれば、提案説明者が、自分が提案したものについて賛成の意見を討論という形で述べるというのはおかしい話かなと思いますという意見です。

【高久委員】 というか、ここで言っているのは、同一人物がやることという理解でいいですか。例えば私が共産党として提案して、堀口議員が賛成討論するということはオーケーだという理解でいいのですか。

【鳥渕委員】 1 会派 1 討論だと思います。

【石田委員】 提案理由で言えるのだから、賛成討論はいいのではないかというのは、提案理由と賛成討論は性質が全く違いますよ。提案理由というのは、この議案はこういうものですよという話をしてるわけです。賛成討論というのは、なぜ会派として賛成するのか、言っているわけです。この議案がどういうものなのかという内容によって、当然会派さんによって賛成や反対というのが変わってくることはよく分かるわけです。一方で、地方自治法に基づいて、会派として賛成討論を行うということは、議案そのものについてではなくて、会派としてどうなのかということを述べているわけなので、討論というか、しゃべっている場の性質が全く違うので、それをごっちゃにして、どちらかでもいいのではないかという議論は根本的に成り立たないということと、地方自治法で制限されていないものを、自粛とはいえ、抑え込むことは多分できないと思うのですけれども、できないことを議論しようとしているのかなと思っているのですが。

【中村委員】 提案理由と賛成討論は別のものだと言うのだけれども、本質は一緒なのです。要は

提案会派が提案したことについて賛成するわけだから。意見書とか議案というのは提案者がして、その後に賛成者が名前を連ねるわけですよ。だから、提案者は、この議案をこういう理由で提案しますから、皆さん、賛成してくださいということの中には、私は当然賛成だけれども、皆さんも賛成してくださいねというものを含んでいるわけですよ。中立的な意味でこういうものを提案するから、賛成でも、反対でも、好きにしてくださいと言って提案しているわけではなくて、こういう議案を提案するから、どうぞ皆さん、賛成してくださいと言って提案します。現に提案するときに、皆さん、御協議の上、御賛同くださるようお願いしますと大体皆さんは締めているのですね。賛成を求めて提案しているのだから、自分は当然賛成なわけですよ。それをあえて自分に賛成討論するというのは、そもそも討論の意味が、討論する趣旨がもう全く違うというか、そこで討論するということは同じことを二重に言っていることなのですよ。だから、してはいけないとか言うのではなくて、性質的に自粛するというふうに提案しています。だから、禁止とかいうのではなくて、あえて自粛するという表現を使っています。

【井上委員長】 ここで、事務局に議長会の見解などを聞いていただいているので、それをちょっといいですか。

【事務局次長】 今、委員長から議長会に聞いてというお話があったのですが、正確にお答えします。議長会に個別で聞いたということではありません。基本的には同じなのですけれども、御存じの方もいると思いますが、議長会でいろいろな議会から質問を受けて答えたことを事例集みたいな形で紹介しているものがあるのですね。それを今から御紹介しますという趣旨です。

議案提出者による賛成討論の実施についてというテーマなのですから、まず、最後までお聞き取りください。「議案の提出者が賛成討論を行うことを禁じる会議規則等がないことから、議案の提出者による賛成討論自体は可能と考えます。しかし、議案の提出者は、当該議案の上程時において提案説明を行っているため、事実上の賛成討論を行っていると考えることができ、討論は1議題につき1人1回という原則（討論1回の原則）の趣旨に反することから、提出者の賛成討論は好ましい運営ではありません。なお、国会（参議院）は先例で、議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができないとしています。以上のことから、議案の提案説明を行った提出者である議員は、当該議案に対する討論を控えるなどの申合せなどを議会内で決定し、運用することも一つの方法と考えます。参考として、参議院先例集308、議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない。」このように記載されております。

【星野委員】 私の立場は提案者が賛成討論することに反対なので、自民党・新政クラブの意見と一緒にという立場で議論すると、先ほどあったとおり、提案者が提案しつつ、賛成討論に臨むということが仮に可能であれば、その討論を聞いて、再度意見を変える反対討論も認めなければおかしいという理屈が当然成り立つわけですよ。だって、提案者の討論を聞いて、いや、その討論はやはりおかしいよというものを認めなければいけなくなってきて、結局最後に討論した人、一番最後に手を挙げて、実はこうなのですよと言った人の勝ち逃げになってしまうのではないですか。これは議会の運営上どうしてもおかしくなる、みんなの権利を認めていったら、無限に討論しなければおかしいということになるので、やはりそこはルールを持って、中村委員もおっしゃいましたが、自粛するという形というのは、議会として当然であろうと。そのような運営をしなければ無限に議論できてしまいますよという形になるので、ここは議長会のQ&Aに従って、やはりそこは認めるべきではないと考えます。

【石田委員】 議長会是可以するという話だったので、提案説明を賛成討論と解することができるというふうに議長会は言っているわけです。確かにここでも明らかになっているように、賛成

討論と説明は違うのだという人もいれば、そうではないという人もいて、いろいろな解釈が発生して、だから、まさに解釈できるという言い方になっていると思うのです。私自身が提出者で賛成討論を行ったときには、いろいろな解釈があるから、冒頭にその違いというものの、私のここでの発言の性質はこうだということを明確にお話しして、一定配慮させていただいたつもりなのです。その上で、自民党・新政クラブさんから、その場で、いや、おかしいと。いや、私なりの思いを述べましたと。だけれども、全会一致にしていくのが市民のためだと思いまして、その場で即決して、私の発言を全て取り下げるといふところまで配慮もしたわけです。いや、発言できる権利はあるわけですから、その上で自民党・新政クラブさんのおっしゃっていることも踏まえて、ああ、これは自分の考えだけではなくて、発言の取消しがふさわしいと総合的に判断して、一歩下がったわけです。

ということがあった後に、発言するべきではないみたいなことがあったというのは、そのコミュニケーションというか、やり取りの緩急、バランスが取れていないなどは感じました。あの場で僕は、特に中村委員が声を上げていらっしゃったと思うのですけれども、中村委員の声に最大限配慮して対応したつもりなのですね。そういった状況があるときに、その場、その場でリスペクトといいますか、配慮を持って対応することが大事なわけであって、自粛するべきだみたいなことを全会一致でやるというよりも、その状況、状況でしっかりと対応していくことがまさに血の通った生きた議会なのではないかなと思っているので、どちらかに決めるのではなくて、その状況に照らしてしっかり議論して、判断していくべきだと感じています。

【木村委員】 ルール上はできるのだろうけれども、ただ、説明の後半で、それは議会として取り決めることがということを議会事務局で読み上げられたのだけれども、要は議案の提出者が、皆さん、これでぜひよろしくという中に、討論しなくても済むような内容も盛り込んで説明してくれれば、何もさらに自分に賛成討論をやるということはありませんし、過去、ここ数十年でこういう例は今まで一回もないのですよ。今回、3月定例会で初めて出たようなことで、私もびっくりしたのだけれども。だから、できないことはないということだろうけれども、大和としてはそういうことはおかしいということで、ルール化していったらどうですか。

【西田委員】 提案理由と自分への賛成討論に大きな乖離があったというのが問題で、仮に市側の本会議場での提案理由と説明が食い違ったら、皆さん、恐らく烈火のごとく怒るかと思うのです。議員だから許されるということはないと思いますので、提案理由は提案理由で一本筋を通すということが議員としての責務かと思っています。

【北島委員】 会派内でも、賛成討論をしてよい、するべきではないという議論がされたのですけれども、結果、地方自治法にそれを遮る根拠的なものがないという部分で賛成討論に対して否定するのはできないのかなと。自民党・新政クラブさんが提案していただいているように、自粛という申合せだったりとかいう部分で調整していくという話であると思うのですけれども、そもそも前定例会の際に提案した意見書に対して、自分への賛成討論で違う話が出てきてしまって、みんながざわついたという部分があると思うのですけれども、結局そこで必要なのは、討論の中で趣旨を拡大したり、変更したりするような賛成討論を行ってはいけないという部分が大前提であるべきで、賛成討論そのものを遮るという部分では、皆さんの本心はそこではないのかなと。意見を述べて、ぜひ御協議くださいと言っている中で、さらにそこで賛成討論をするのはナンセンスだという部分はもちろんあるかもしれないのですけれども、意見を述べるところと賛成の討論、思い、意思を伝えるところというのはまた違う部分なのかなと考えていますので、私は、討論しても趣旨を拡大変更しないという部分を申合せで決めていくべきだと考えています。

【星野委員】 もうちょっと常識的な議論をしたいのですけれども、普通に考えて、さっきの石田委員の話だと、提案する人が取りまとめるためにある程度文言を柔らかくしたり、妥協したりして、まとめた。だけれども、それは決して本意ではないから、きちんと会派として議会で議論したい、討論したいという趣旨だとは思いますが、普通に考えて、では、何でそこで妥協するのですか。これはもっと根源的に、どう考えても政治家として駄目だろうという話ですよ。これだったらみんな賛成できるだろうと妥協して、これで作りました。だけれども、石田委員は自分は思いがあるので議場でしゃべらせてくださいなんて、子供みたいなことを言っているのではないですか、そんなものは駄目に決まっているでしょう。そうではなくて、それでまとめたのだったら、それはもう賛成でみんな署名しているでしょう。だったら、その人たちの思いもあるのだから、きちんと説明して、そこで終わりにするというのが普通でしょうと僕は思いますよ。だから、常識の話なのではないですかというふうに感じます。

【石田委員】 子供でしようというお言葉をいただいたので、ちゃんと説明したいと思うのですが、このように取りまとめたからとかということは、僕、一回も言っていないのです。思い込みではなくて、ちゃんと聞いてほしいのですよ。思い込みでがっと言って、子供でしようとかという言葉を使ってしまうことはすごくまずいと思います。

僕が先ほどお話をしたのは、議案の説明と会派としての賛否の討論をすることというのは、性質が全く違うということは論理的に言えると言っているのです。だって、提案説明をする。これはもう文章化されているものの枠から出ては駄目ですよ。だって、提案して、皆さんにそれで合意をもらったりとかという話をしているわけですから。だから、ここで提案説明をするわけですよ。一方で、なぜこの議案に対して賛成するのかということに関しては、会派特有の考えがあってしかるべきではないですか。それに対して何で……。 (笑い声) いや、これに関して、なぜ笑いが起きるのが分からないのですよ。これに関して提案理由というのは、あくまで文書主義ですから、提案されているものに関して端的に説明をするにとどめるべきですよ。それと会派としてこう思うのだということに関しては全く話す内容が違いますよ。それを同じだと言うこともできます。そのようにすることもできるから。だけれども、全く性質が違うのだから、やってもいいでしょう、地方自治法上でもそれを制限するものはないでしょうということをお話ししているわけです。

【木村委員】 文章化されたものを説明して、皆さんに理解いただきたいというのは当然なのだけれども、それプラス、その中に言葉として入っていない自分の思いも、会派も含めて、当然代表として、だからという思いも含めて説明してくれればいいのであって、それでさらに自分に賛成討論ということはもう考えられないわけですよ。文章だけしか説明する必要がないわけではないのだから、思いも込めて、書いていないものも込めて皆さんに説明して、ぜひ賛成をお願いしたいということも全て。もし自分でも討論がしたいのだったら、そういう思いも込めて説明してくれればいいのであって。だから、決して言うてはいかんということではないので。

【石田委員】 すごく端的に言いますが、提案説明は、この議案はこういう議案ですという説明をする場です。賛成討論は、会派として独自の考え方で、何でこういうことを考えて賛成しているのだということを言う場です。全く性質が違います。それを分けて使ってはいけない地方自治法のルールもないということです。それを、もしこの場で多数決とかやって、自治法上できることをできないとすることはできないと思うのです。だから、ここで一生懸命話しても僕は難しいのではないかなと思います。

【北島委員】 先ほど来、私は自分への賛成討論には賛成な立場なのですけれども、先ほど星野委員



もおっしゃったとおり、後から討論して、今まで文章にないものと言って、これが私の本心ですと語ったときに、後で議事録を見た市民の方、一般の方がどう取るかという部分が問題で、その議事録を読む限り、石田委員がおっしゃる、会派としての意見を含めたこの文書に対してみんなが賛成していると勘違いされてしまうことを防ぐために、私は、自分への賛成討論は許可するにしても、討論の中で趣旨の拡大変更をしてはいけないという部分を固めてほしいという話をさせていただいているのですけれども、自分が話していても、会派としての意見はここにあるのだということをずっと述べられてしまっている、自分の意見がどんどん消えていってしまうなと思っている次第であります。

【井上委員長】 今話をしていると思うのは根本的に考え方が違うので、もうこれは合わないですよ。何で地方自治法上そういう規定がないかという、多分そういうことをする方がいないのではないのかという前提の下、そのようにできているのではないかと思いますので。委員外議員なんかもそうなのだけれども、委員外議員の発言について、ほかの議会ではあまり言及していないと思います。それは何でかという、そういうことは普通起きないだろう、委員会というのは委員が話す場であって、委員外議員がががが話してくるということを想定していないから、委員外議員についてのルールはないのだと思います。ただ、そういうように書いていないからできるのだということをどんどん進めていくと、どんどん広がっていってしまうので、ある一定のルールづくりは必要だろうということで、地方自治法から会議規則であるとか、いろいろな規則みたいなものができてるのだと思うので、自治法に禁止の定めがないからできるとか、そういう話ではないと思います。これは所見ということで。

【山田副委員長】 提出者が提案理由をお話しになるときというのは、なぜこれを提出するかという背景も含めて、この議案はこういう理由で必要だと思うからといったようなことも含めてお話しになるわけですから、それはまさに賛成討論そのものだと思うのですよ。皆さん、今回のことだけだと思って話されているから、先に提案したことと、そこからはみ出たことまで言ってしまって、ちょっと討論がおかしかったではないかという話に終始してしまうのですけれども、実はこれまでもそういった例が幾つかはあって。そうすると、どういうことが起きていたかという、提案理由をしました。それはもうまさに賛成討論ですよ。こういう理由でこれが必要だから、ぜひやるべきだというふうに提案するわけですから。そして、後からまた同じ会派の人が賛成討論をすると、もう一回そこを、二重に膨らませた形でお話をされるわけです。1会派1討論というルール決めで大和市議会にはしてあると思うのです。それは確認させていただきたいと思いますが、1会派1討論と決まっているのです。なのに、提案者がもう一回討論をすることによって、その会派だけが2討論するような現象も起きているわけです。少なくとも提案者は、それは必要だ、賛成で、やるべきだと思うから、提案して、それに対して趣旨説明するわけですから、その内容と賛成討論は同じものだというふうに言って間違いはないのではないかと思います。そのときに、これを言ったら絶対反対するであろうということは、ちゃんと考えて、配慮して、言うべきではないと思いますし、後から討論しても同じだと思うので、そこはちゃんと考えていただきたいなと思いますけれども、以上の理由から提案者は自分に賛成討論をする必要はない。提案者は提案の趣旨説明で賛成討論に代わるものだと私は思います。

【西田委員】 合議、合議というふうに、石田委員、よくお使いになりますけれども、民主主義の基本は合議だと思うのです。全会一致もそうですよね。皆さんで話し合って、決める。話し合って決めた素地に基づいて議論して、会派の中で調整があつてのものなのに、それが本会議場の場面で、実はこうでしたという後出しじゃんけ的なところは石田委員の信用を失墜する行為ともなりますし、そういうことが積み重なると、では、こういうのはやめていこうという議論にも発展するので、私は最初の原点が一番大事ななと思います。

【石田委員】 僕、それをやったことによっていろいろ言われるというのも分かっていたので、そんなにやってこなかったと思っているのです。なので、今後もそんなにやらないと思うのです。けれども、あれに関しては、提案者としての立場と虹の会としての立場で、しっかり分けて討論する必要性が会派としてはあるという判断をさせていただきました。こう思った、ああ思ったということがすり合わないことはもう分かったので、具体的な話になっていくと、委員長はこれをどのように進行しようとしているのか。多数決とかを採って決めるのですか。

【井上委員長】 どこかで結論というか、結果を出したいとは思っています。民主的な手続を取ってです。

【石田委員】 この場合、議会で議員が討論するのは法律で認められている行為ではないですか。それを申合せで自粛するというふうにしたときに、自粛という言葉の意味合いもよく分からないのですよ。だから、すごいふわとした話を土台に我々は一生懸命議論しているなど思っていて、具体的にどういう運用をしようと思っているのかな。仮にどうしてもやりたいということがあったときに、自粛してくれと言っているから、やめてくれと言うのですか。

【井上委員長】 いや、そういうときには、自粛ですから、基本的にはやらないということが大原則だと思いますよ。けれども、どうしてもやりたいのだというのであれば、再度本委員会の場とかでその主張をしていただいて、皆さんの合意が取れたらできるのではないですか。

【石田委員】 合意が取れたらということなのですけども、場合によっては、議会で議員が発言しようとしているのを申合せ事項を理由にして制限できるということですか。そういう考え方を委員長は持っているということですか。

【井上委員長】 ある程度は仕方ないと思っています。

【中村委員】 これは決して言論を抑えつけている話ではないのですよ。だって、提案理由説明のときに何でも言えるのです。自分がどうしてこの議案を提案しているのかと。提案理由でできるのに、なぜあえて自分に賛成討論したいのかということ、提案理由と違うことを言いたいからでしょう。それは、提案理由で皆さんにこういうことをお願いしておきながら、本当は違うのだよと言ってしまった場合、それが提案者の本心だと思ったら賛成できなくなってしまうですよ。だって、それが本心なのだから。そして、法律上、できることになっているのだからやっていいということではなくて、さっき事務局からも説明がありましたけれども、参議院は申合せでやらないことになっていると。国権の最高機関である国会の参議院は申合せで提案者の討論はしないことにしているということです。これはそれぞれの議会の自律性に任されていることだと思うから、大和市議会がこれまでどうしてこういう議論にならなかったのかというのは、あまりこういうことをする人がいなかったこととか、あるいは、したとしても、全然違うような討論をして、みんなをざわつかせることがなかったからだと思うのです。何でこういうことが今議論になってしまっているかということも非常に大きな問題で、そうなくなってしまうと、いろいろな決まりができてしまうのですよ。だから、これまでは、いろいろ決まりがなくても、皆さんがその良識の範囲でやっていたことが、いろいろな細かい決まりが出てきてしまうことになるから。

今回、こういう状況で話になって、多分これもまた決まりになってしまうのですよ。それが自粛という形であったとしても、やはりここで、こういう議論になって、全然みんなの意見がかみ合わないし、これは恐らく永遠に決まらないです。もう考え方が違うから。そうすると、やっぱりどこかで決を採らざるを得ないという委員長の判断はやむを得ないのかなと思います。

【木村委員】 いや、同じような話になってしまうのですけれども、あくまでも議員提出議案には違

いないけれども、少なくとも会派として提出しているはずなのですよ。だから、先ほど石田委員は、一議員として説明しているけれども、会派の意見はなんて言っているけれども、少なくとも会派として提出して説明しているはずなので、その辺はちょっと勘違いしているのではないかと思います。だから、それでも理解できないのだったら、先ほど事務局からありましたように、大和市議会としては、提出者が説明したら討論はできませんよというルールをつくるしかないと思いますよ。今、中村委員が言ったみたいに、同じことをいつまでもやっているような……。

【井上委員長】 ループになっています。

【木村委員】 今回でもうルール化してしまう。万が一、次回もこういうことが出るおそれがあるのであれば、ルール化せざるを得ないと思いますよ。できないというルール化。

【井上委員長】 簡潔をお願いします。ループしないような意見であれば。

【石田委員】 参議院の話があったと思うのですが、僕は議会として全会一致の申合せであれば有効だと思うのですよ。というのは、全会一致なので、その議員自身も、自分の発言をする権限に関して、その場合はやらないほうがいいよねということに合意しているからです。ただ、全会一致ではなく、多数決でもしそういったことを決めて、発言をするという場合、この申合せがあるから、あなたは発言できませんということを本会議場で行った場合の法的な安定性を事務局はお勉強とかされていますか。

【事務局次長】 お勉強と言われて、どうかと思いますけれども。

【石田委員】 すみません。

【事務局次長】 そもそも論に帰ると、発言の許可ですから。会議規則第51条にありますけれども、「発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。」「議長の許可を得た後」ですから、許可がなければ発言できない、皆様、御存じのことではないかと思います。

【井上委員長】 議論はもうここでかなり煮詰まったと思います。今日はここで1回閉じさせていただいて、次回、結論をしっかりと民主的な手続で取りたいと思っていますので、そこはよろしく願いいたします。

では、次に行きます。(5) 議会運営委員会会議録における録音反訳の導入について事務局に説明を求めます。

【事務局次長】 本件は、本委員会の会議録作成において、事務上の必要から、録音反訳を導入したいというものでございます。

経緯として、皆様、御承知のとおり、現在既に本会議のほか、各常任委員会と特別委員会、議会改革実行委員会にて録音反訳を導入しており、全文筆記となっております。本委員会は事務局職員による要点筆記形式で会議録を作成していますが、昨年度、つまり今年3月までは市のデジタル戦略課が提供していたAI議事録作成サービスを活用して作成していました。しかしながら、全庁的な利用状況と費用対効果の兼ね合いから、デジタル戦略課がこのサービスの利用を終了してしまったため、事務局職員は現在、本委員会については音声聞きながら、一から1文字ずつ文字起こしをせざるを得ない状況となっております。

なお、インターネット上には無料の文字起こしツール等も存在いたしますが、行政文書である音声データを安全性の確認できないアプリ等に送信するわけにはいかないことについては、昨今の様々な状況から御理解いただけるものと承知しております。例えば5月臨時会の際のように定型な場合は、特に外部に依頼する必要はないですが、様々な議題について闊達な議論がなされている昨今の本委員会におきましては、AIツールなしでの一文字一文字の文字起こしには相当の時間を要すること

となっております。

そこで、本日の本委員会から、他の委員会等でも既に利用している速記会社に全文筆記での録音反訳を依頼したいものでございます。

なお、予算について申し上げますと、昨年度の執行率に鑑みまして当初予算の範囲内に収められる見込みでございまして、万が一、不足しそうな場合には対応策を考えて、改めて御相談するものでございます。

【井上委員長】 本件について、A I ツールの利用終了により、会議録作成に相当の時間を要するため、本日から録音反訳を導入したいとのことであります。委員長としても速やかな会議録の作成のため、導入したいと思いますが、これに対して意見はありますか。

【高久委員】 基本的なことで、違いがよく分からない。録音反訳というのは簡単にできるのか。

【事務局次長】 もう一回言いますと、今は職員が録音の音声を耳で聞きながら、一文字一文字、パチパチ打っています。それを今、委員長からお話ががあったように、そのやり方では会議録の完成まで相当の期間を要してしまうので、速記会社に——音声反訳というのは、音声の録音をお送りして、速記会社に文字起こししてもらおうというものでございます。

【井上委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 これは全会一致でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、本日の本委員会から全文筆記による音声反訳を導入することで決定いたします。

(6) その他について皆さんから何かありますか。

【石田委員】 前回福本委員から、私が議員調査権に関して判例があるのだというふうに主張したと、これはしっかり議事録でも確認いたしました。本委員会の中で皆さんから、私の発言はどうだったんだというやり取りの中で、後半のほうに言っていることを私自身も確認しました。この間、私のほうでは、まず、前回言ったとおり、弁護士さんのほうに私の言ったことの判例をまず探していただきながら、私のほうでも国会図書館などに行って、私が見たものというのがオンライン上で確認されていたものだったんですね。それで、しっかりと紙媒体で確認しなければはっきりと言えないということで、確認作業を行っていて、これだけ時間がかかってしまったということは、まずおわびを申し上げたいと思います。

結論なのですが、明確に議員の権利だとまで言い切っている判例というのは私のほうでも見つけ出すことはできませんでした。なので、まずしっかりと皆さんに謝罪しなければいけないのは、私があそこで判例があるといったことに関しては、事実ではないといえますか、事実の確認ができないと言ったほうがいいと思うのですが、地方裁と高裁のものに関して探し切れなかったというのがあるのです。ただ、少なくとも私は、あの時点で、しっかりと1次情報というものを確認し切れていない状況の中で言ってしまうというのは事実でございますので、これに関してはしっかりと謝罪を申し上げたいと思います。すみませんでした。

今後についてなのですが、私のほうで、この間、繰り返し言ってきたような、何か判例で議員の調査権があるというような主張に関しては、今後一切改めたいと思っています。ただ、一方で地方自治法第96条などを行行使する上において、それを判断するための情報を得る必要があるということに関しては、やっぱり必要性はあると思っておりますので、その上の解釈を変える気はございませ

んが、少なくともその判例があったという言い方というのは事実に基づいていなかったということで、しっかりとこの場で謝罪をしたいと思います。申し訳ありませんでした。

【井上委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【井上委員長】 それでは、ほかになれば事務局から。

【事務局次長】 この中で会派代表の方は既に御存じのことなのですが、代表者会では既に運用していることなのですが、本委員会においても、毎回の協議の円滑化に資するため、会議の結果を会議終了次第、お送りすることにさせていただきたいと考えております。

本日お配りした日程、今までと若干違っていると思うのですが、その横に結果を、例えば、全員了承とか、確認のみとか、持ち帰り、内容はどれそれとかいうのを入力しまして、持ち帰り内容等も簡単に記載させていただきまして、その資料を会議終了後、なるべく早くLINE WORKSでお送りすることとさせていただきたいと思いますので、各自御確認をお願いするものでございます。

【井上委員長】 私からもLINE WORKSの小まめな確認をお願いいたします。

以上で本日の本委員会を閉会いたします。

午後1時53分 閉会